平成２７年（フ）第２６８号
愛媛県松山市和泉北２丁目10番１号　メゾン・ド・アーベリール508号
債務者　奥崎　由加
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２７４号
愛媛県松山市山越６丁目10番５号　フォルム野井202号
債務者　山田　幸恵
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８３号
愛媛県松山市西垣生町1368番地４　サンブロードＨＡＢＵ1003号
債務者　西原早智恵
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２８７号
愛媛県松山市山越４丁目７番43号　ジョイフル第１山越105号
債務者　富田　一将
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１２７号
愛媛県西条市三津屋238番地７
債務者　渡部　和子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第８９号
福岡県嘉麻市漆生917番地53　稲築サンライズ老松団地25号（前住所　福岡県嘉麻市山野2130番地７）
債務者　藤　　恵子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第９６号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈1190番地１　ひまわり101号
債務者　入江加代子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第９７号
福岡県嘉穂郡桂川町大字吉隈1190番地１　ひまわり101号
債務者　入江　　亮
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市上三緒366番地６（前住所　大分県日田市亀山町１番30号）
債務者　千原　圭香（旧姓大庭）
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第５８１号
熊本市南区城南町宮地526番地23
債務者　木村　誠二
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３８１号
大分市寺崎町１丁目９番12号（佐藤ビル202）
債務者　後藤　美紀
1　決定年月日時　平成27年12月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２１０号
秋田市横森１丁目18番５号
債務者　鎌田　正志
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４３号
茨城県龍ケ崎市中里３丁目４番地20
債務者　唐木奈津美
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１６１号
茨城県取手市井野台１丁目21番４―333号
債務者　内田　敏子
1　決定年月日時　平成27年12月４日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５８９号
兵庫県尼崎市立花町２丁目５番８号　ジョイフル立花５　404
債務者　前田　達彦
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１４号
兵庫県尼崎市大島１丁目28番３号　２号
債務者　寺尾　良子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６１７号
兵庫県尼崎市久々知西町１丁目５番11―203号
債務者　石﨑琉璃子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係